

地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書

令和6年版消費者白書によると、令和5年の消費生活相談件数は90万件台となり、消費者被害・トラブル額の推計は過去最高の8.8兆円に達した。被害者の多くは高齢者であり、被害態様も多様化・高度化してきている。このような消費者被害に対応するためには、地方自治体の相談体制の維持・拡充が重要である。

地方の相談体制の強化策として、国による消費生活相談員の人件費にも使える交付金が、長年、地方の相談体制を下支えしてきた。しかし、その交付金は、活用期限の到来により、令和6年度から令和7年度に多くの自治体で終了し、令和9年度にはすべての地方公共団体で終了する。自主財源への移行が難しい小規模自治体において、交付金が終了することにより、相談窓口の維持が困難となり、交付金で実施してきた啓発・消費者教育、消費者被害防止対策等の事業の継続が困難となり、縮小される可能性が高い。

また、国は、全国消費生活情報ネットワークシステム（以下「P I O - N E T」という。）の刷新及び消費生活相談のデジタル化を進めているが、これらについても、地方公共団体に多大な経済的負担が生じることが危惧されている。P I O - N E T情報は国の事務の性質を有する消費者行政費用と言えるが、地方公共団体が相談窓口を維持し、多大なコストをかけて得られた貴重な情報であることから、地方と国のコストの分担の観点からも、国の費用負担が行われるべきである。

よって、福生市議会は、国会及び政府に対し、地方消費者行政の拡充・強化を図るため、次の措置を講ずるよう要望する。

1 地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交

付期限を相当期間延長すべきであり、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることのできる交付金等の財政支援を早急に措置すること。

- 2 P I O - N E T の刷新及び消費生活相談のデジタル化により地方公共団体に生じる費用を国において措置すること。
- 3 消費生活相談情報の聴取及びP I O - N E T 登録事務等、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについて、地方財政法第 10 条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 19 日

福生市議会議長

佐藤 弘 治

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）様

消費者庁長官

衆議院議長

参議院議長